

平成27年白老町議会決算審査特別委員会会議録（第3号）

平成27年 9月16日（水曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 1時57分

○出席委員（12名）

委員長 小西秀延君	副委員長 山田和子君
委員 氏家裕治君	委員 斎藤征信君
委員 大淵紀夫君	委員 松田謙吾君
委員 西田祐子君	委員 広地紀彰君
委員 吉谷一孝君	委員 本間広朗君
委員 前田博之君	委員 及川保君
議長 山本浩平君	

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸田安彦君
副町長	白崎浩司君
副町長	岩城達己君
教育長	古俣博之君
総務課長	大黒克己君
総務課防災危機管理室長	小関雄司君
総務課主幹	工藤智寿君
財政課長	安達義孝君
財政課主幹	富川英孝君
企画課長	高橋裕明君
経済振興課長	本間力君
経済振興課港湾室長	赤城雅也君
農林水産課主幹	池田誠君
生活環境課主査	小野寺修男君
町民課長	畑田正明君
町民課主査	斎藤大輔君
町民課主査	瀬賀光子君
税務課長	南光男君

税 務 課 主 幹	小 林 繁 樹 君
上 下 水 道 課 長	田 中 春 光 君
上 下 水 道 課 主 幹	佐 藤 聰 君
上 下 水 道 課 主 幹	杉 本 道 彦 君
上 下 水 道 課 主 幹	齋 藤 誠 一 君
上 下 水 道 課 主 幹	久 保 雅 計 君
建 設 課 長	竹 田 敏 雄 君
建 設 課 主 幹	舛 田 紀 和 君
建 設 課 主 幹	河 原 井 久 生 君
建 設 課 主 幹	後 藤 田 久 雄 君
健 康 福 祉 課 長	長 澤 敏 博 君
健 康 福 祉 課 主 幹	竹 内 瑠 美 子 君
高 齡 者 介 護 課 長	田 尻 康 子 君
高 齡 者 介 護 課 主 幹	大 津 孝 典 君
高 齡 者 介 護 課 主 幹	定 岡 あ ゆ み 君
学 校 教 育 課 長	高 尾 利 弘 君
学 校 教 育 課 食 育 防 災 セ ン タ ー 長	葛 西 吉 孝 君
学 校 教 育 課 食 育 防 災 セ ン タ ー 主 査	久 末 雅 通 君
病 院 事 務 長	野 宮 淳 史 君
病 院 事 務 次 長	庄 司 淳 君
会 計 課 室 長	熊 倉 博 幸 君
消 防 長	中 村 諭 君
監 査 委 員	菅 原 道 幸 君
監 査 委 員	吉 田 和 子 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岡 村 幸 男 君
主 査	増 田 宏 仁 君

◎再開の宣告

○委員長（小西秀延君） それでは、昨日に引き続き、決算審査特別委員会を再開いたします。

（午前10時00分）

◎認定第 1号 平成26年度白老町各会計歳入歳出決算
認定について

○委員長（小西秀延君） 一般会計の決算審査を引き続き行います。

昨日は、10款、教育費まで終了しております。

それでは、11款、災害復旧費に入ります。主要施策等成果説明書は141ページから144ページまでです。決算書は402ページから409ページです。質疑があります方はどうぞ。

15番、山本浩平議長。

○議長（山本浩平君） 災害の関係でちょっとお尋ねしたいと思っております。平成26年度の9月10日から12日にかけての災害、これ本当に日本各地で今は地球温暖化が影響しているのかわかりませんが、ピンポイントの集中豪雨で大きな被害をもたらすというような傾向になっております。それで町の管理河川の飛生川の氾濫が26年にありまして、シイタケの農業法人あるいはそのもととも既存の牛を飼っておられる農家の方々、大きな被害がありました。また、石山工業団地等々も浸水されて被害も出たと思えます。

それで、今回この災害復旧に関して今これの26年度で行われたものである程度完了されているのか、それともまだこれから27年度、28年度にかけて行われるものがあるのか。現状どのような状況になっているかということと、実際にまた同じような集中豪雨があったときに今この復旧した工事で耐えられる状況になっているのかどうなのか、その辺も含めてちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 現状についてお答えしたいと思います。平成26年から27年度、今年度にかけて河川につきましては4本、それから道路につきましては7本の工事を発注しております。工事につきましては全て今年度内で終わるという予定の中で進めているという状況です。それから、その工事で改修した部分についても、今後の災害の部分については担当のほうからご説明いたします。

○委員長（小西秀延君） 河原井建設課主幹。

○建設課主幹（河原井久生君） 今回の復旧した部分につきまして、同じような降雨について耐えられるかというご質問と思います。災害復旧事業ということで被災した箇所につきましては護岸等で処理しますので、その部分につきましては同じような水位、同じような流速には耐えられると思いますが、自然河川であることですから蛇行等は繰り返されまして、堆積する土砂の場所、それから洗掘して深くなる場所等ありますので、復旧していない場所につきましては今後必ずしも同じような雨に耐えられるということにはならないかと思えます。ただ災害復旧で行った場所については、同じような雨の状況までは耐えうると考えております。

○委員長（小西秀延君） 15番、山本浩平議長。

○議長（山本浩平君） 26年度の災害復旧の工事の状況と現況よくわかりました。それであとお尋ねしたいことは、白老の場合昔はという表現はよくないですが、交通防災ということで交通安全と防災と一緒にのころの課がありましたけれども、危機管理室ということで別にそういう体制をとっておるということで、大変災害に対して非常にその町も積極的に対応をされているなということ非常に私も高く評価いたしたいというふうに思います。

それで避難指示の関係についても、ここでお尋ねしたいというふうに思います。さきの先とか、ついこの前の鬼怒川の氾濫がございました。鬼怒川の氾濫でいろいろ日にちがたつにつれて、検証が行われたわけでございますけれども、今1番被害のあったのが茨城県の常総市ということですけれども、その常総市の市役所自体も水につかったような状態で、なかなかその危機管理体制を指令するのに時間もちょっとかかったり、あるいはその地区ごとによって避難命令がちょっとばらばらだったという検証ができています。それでやはりそういったときは当然国、向こうでいうと県、こちらだと道ですけれども、そういうところとの連携、あるいは消防との連携、それらも含めて避難指示に関しての体制づくり、これについてちょっとお尋ねしたいと思います。

鬼怒川の取り残された人たちのインタビューが出ていたのですけれども、実はその鬼怒川は堤防が高いから大丈夫だということで何か安心されていた方々も結構いて、取り残されたところは30数年前に鬼怒川と反対側の川が、ちょうど川と川に挟まれた集落だったのです。鬼怒川よりももう一つのほうが低いからそちらのほうを警戒して、こちらは大丈夫だというふうに思っていた住民がたくさんいて、結局避難指示を出したとしても住民がその避難指示に従わない方々が、安心していた方々がいたというような状況だったというのいろいろな報道されておるわけですが、やはり今白老町これ高齢化率がどんどんどんどん高くなってしまっていて、ひとり暮らしの老人の方も結構いらっしゃる。そういう中で避難体制をどう構築していくかということが1番大切だと思います。今回も非常に白老の場合は山のほうからの雨と、今回のように海からの高波による被害、両方あります。そういったような中でやはり災害に対して、いかに早く動いてそしてスピーディーに避難をさせるかと、こういうことがやはり1番大切だなというふうに思っております。そういう中で町としての体制、これについてどう考えているかお尋ねしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 小関危機管理室長。

○総務課危機管理室長（小関雄司君） 災害時の避難の体制ということでございます。先般の鬼怒川の大災害というのは、我々としても大変重く受けとめてしまっていて、白老でいえば白老川が1番大きいのですけれども、そういった川の警戒というのは常に怠ることはできないかなと思います。町としましては避難対策する前段としましていろいろ今回の高波でしたら、例えば開発建設部、または道とその高波の状況、また气象台からの情報を常にいただいています、今後どう流れていくかというのは常に情報交換してその状況を勘案していると。そういった中で民家に対して被害が及ぶ前にやはりこの避難体制、避難勧告等を準備しなければいけないといった部分があるかと思えます。

今回の高波で例をいいますと、やはりその高波が民家にどういう影響をするかという前に、避難所をまず開設して避難をさせるような地区を選定して、何軒あるかといった部分を常に今回の高波では警戒しながらそのあたりのほう事務的なことを進めていたということで、まずそういった部分では、その住民の方々の安全確保ということ優先にいまのところ考えております。

そういった中では例えば、はまなす団地の方々についても5時、6時の段階で退避を促したといった部分で高齢者とか要支援者の方々に対しては、それはそれで早目の自主避難といえますか、あらかじめその情報は伝えて避難を促したといった部分で、我々としても高齢者がふえた中ではそのあたりの情報というのは常に町内会長等を通して、情報を伝達しながら災害に備えていくといった部分で考えております。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 昨年の災害、一般の災害、具体的には情報伝達等々含めて各関係機関、情報収集した中で避難所開設、避難指示を出すというのは今担当課長言いましたけれども、当然その前に災害本部を設営するのですけれども、私ども本部に詰めた中で情報を押さえた中でいつそういう指示を出すかというのが1番判断に迷うところがあるのですけれども、心構えとして空振りよしという思いでタイミングを逸しないように、ほかの地区の災害もそうですけれども、避難命令を出す避難場を設営して、それから指示を出してということで非常に大きな指示命令になります。それを躊躇すればタイミングを逸するというようなことがありますので、心構えとしては空振りよしという心構えで、早目早目、先手先手にそういう体制をとるといような心構えで本部の中ではいつもいるということで、そういう心構えで対応していきたいというふうに思っています。

○委員長（小西秀延君） 15番、山本浩平議長。

○議長（山本浩平君） 以前、全戸避難を出したことがあります。そういう今副町長がおっしゃられたように空振りよしと。やはりそういったことは大事につながらないといえますか、いわゆる死亡するような被害者をとにかく1人も出さない。そういう体制でぜひ臨んでいただきたいというふうに思っているところでございます。

最後にお尋ねしたいのが、よく新聞等々で町長と外部の企業だとかいろいろな団体と災害協定を結んでいますよね。あれを今全部ここで言われるとすればちょっと時間がかかると思うので、代表的なものがあるならば教えていただきたいのと、それらもよく町民に知らせるために広報等で逐次、町民に理解をしていただいたほうが、こういうときこういうところに、例えば福祉施設のところの上に逃げられるのかなとか、いろいろなことがわかると思うのです。その辺を徹底すべきではないかなというふうに思うのが1点。

それとあと、こういう災害起きたときの先ほどちょっと話しましたが、消防との連携、どのような初動体制を取られているのかというのをちょっと消防のほうに聞きたいのが1点。

それと自衛隊関連です。ここでいうと第7師団なのかどうか分かりませんが、そういうところとの連携はどのようにになっているのか最後にお尋ねしたいというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 小関危機管理室長。

○総務課危機管理室長（小関雄司君） まず1点目の災害の協定についてでございます。災害協定につきまして直近でいいますと、避難施設として老人ホーム。高砂にある老人ホームのほうと先般協定を結ばせていただいております。それと今回の食育防災センターの部分でも大災害に備えて炊き出しをやっていただくといった部分の協定を結んでおります。それと今月の末なのですけれども室蘭トラック協会のほうと物資の輸送というように、ことしに入ってすでにこれで予定としては3件ほど協定しまして、その前段としましては27件ほど去年までで食糧の部分ですとか、輸送

の部分ですとか、そういった部分での協定を結ばせていただいております。

それとあと、そのあたりの町民への広報ということなのですが、それを新聞報道でもあるのですが、基本的には町の広報等でそれとホームページなどを使って広報して皆さんにお知らせすると。今、防災マップという中にいろいろ協定の関係もあるので、結んでいるのも教えているのですが、そういう中で臨時に刷り込みしてそれを全戸配布というようなことも今後やっていくような形で考えております。

それと自衛隊との連携ということなのですが、今搬の9月10日、11日、12日の高波についても自衛隊のほうにはその警報等の旨を連絡して情報は伝えております。直接自衛隊のほうからその状況確認しにということで、第7師団の責任者の方に来ていただいて、そのあたりの情報交換もさせていただいているということで、常に国とまた関係機関とはそのあたりの情報というのは、いただいたりこちらのほうから流したりして、そういう体制は組んでいるような状況であります。

○委員長（小西秀延君） 中村消防長。

○消防長（中村 諭君） 連携体制についてご質問ありました。まずは町民から大体警報が発令した後に、119番で被害だとか心配事の相談が入ってきます。これことしから運用しています。今月から運用していますけれども、防災と各情報でGISという、パソコンで入力しますと全課長がその情報を共有してみられるというシステムになっています。消防は初動しましてその情報が無線で入りましたら、全てそこに打ちこみますと危機管理室のほうで全部見られるという状況になっています。そういうことで危機管理室から役場職員がそこに間に合わないというようならば、消防自動車出してくれだとか、そういう連携をまずスタートさせます。次に順番に地域防災計画の中で順番に進んでいくのですが、対策本部に私も詰めます。消防本部と連絡をとりながら、当然GISのほうに打ちこみをしながら、連携を取っていくという形になるのですが、今回の直轄海岸、これにつきましては消防が出動するというようになっております。これも今回警報が発令された時点で、消防団員、消防職員も含めましてメールで今こういう状況になりつつあるということで自宅待機をかけた後に、順次応援体制をとるという形になっています。今回消防団も出動させていただいて、警戒とそれから一部作業実施しております。これは直轄海岸という関係がありましてやっています。この点、今月から始まりましたGIS、これは電話しなくても大変便利でみんなが共通して見れることなので、これも今後活用して体制、連携を強化したいと考えております。以上です。

○委員長（小西秀延君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 対策本部は内部というか白老町内の話は今言ったとおりで、対策本部を立ち上げてから、外部というかそういうネットワークでは振興局を通して北海道のほうにも逐次状況を把握していただいておりますのと、あとは苫小牧警察署白老交番の署長さんも実際本部に来てずっと本部に滞在していただいたということと、自衛隊の話も出たのですが第7師団の73戦車連隊が隊区でありますので、そこから夜中だったのですが連隊長からきちんと連絡がきて、これから向かうということで対策本部にも張りついていただいたということでもありますので、先ほど副町長が言ったように空振りの話をしたのですが、見逃しではなくてきちんと空振りしてもいいから対策きちんととろうという体制づくりはできているかなというふうに思っております。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。これで災害復旧費を終了させていただきます。

続きまして、12款、公債費に入ります。主要施策等成果説明書は145ページから152ページまで、決算書は410ページから411ページであります。質疑があります方はどうぞ。

4番、大淵紀夫委員。

○4番（大淵紀夫君） 公債費の関係で今回主要成果等説明書を見せていただいていたならば、全会計のもの11億円減っているということが一目でわかるという状況、それから金利の状況も記載されていて非常に見やすいなということで評価をしたいと思います。

起債総額ではまだ238億円ということですので、相当な量があるなというふうな印象を持ちました。それで金利の関係なのですけれど、これいつも言っていますけれども、これを見ますと10倍、0.5%以下というのと5%以下という10倍の違いがあるのです。これで単純に見ますと0.5%以下が29億円くらいあるという状況の中で、3.5%ぐらいまでは借り換え含めて何とかこれ早く返すということができないものなのかどうか。そういう努力は質問も何度もしてやっているとと思うのですが、これを見ますとやれるところとやれないところがあるのかなというふうにも理解できる部分もあるのですけれども、借り換えの経緯、例えば3.5%ぐらいまで3%で結構ですけれども、借り換えをするなり、繰り上げ償還するなりということができないのがはっきりしているかどうか、その辺含めてお尋ねしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 富川財政課主幹。

○財政課主幹（富川英孝君） 公債費の関係ですので私のほうから回答させていただきたいなと思います。資料のほうにもございますとおり、利率の区分ごとに起債の残高記載させていただいております。その中で3.5%あるいは2.5%、いろいろあるかと思うのですが、繰り上げ償還に関しましては金利の高いものにつきましては政府資金といたしまして、財務局だとかそういったところから借りているものが金利の高いものとして残っています。これにつきましては平成22年から24年度に補償金免除繰り上げ償還というのを実施させていただいているのですけれども、それを過ぎますと実はこの財務局というか、政府資金については金利も一緒に返さなければいけないということで、繰り上げ償還するメリットが正直発生しないというのが現状でございます。国もいろいろやはり金利を財源としてされているというような状況があらうかと思っておりますので、政府資金についてはそういった関係もありまして、そういう期間を除いてそのときに金利の高いもの優先的に償還してございます。今あるのが2.6%というのが縁故債といたしまして、市中銀行というか、そういったところの金利の償還をできないかということで、現場サイドとしても検討は続けているところではあるのですが、それに向けて先般の補正予算でも5,000万円減債基金とか、町債管理基金に積みさせていただきましたけれども、それが今1億円ございます。それを原資にいつかのタイミングでしっかりと繰上償還をさせていただきたいなというふうに思っておりますが、高い金利については今そういった関係で利子も含めて払わなければいけないから払わない。正直払えないという状況です。

民間の資金に関しましては状況を見てということになります。少なくとも1億円は今原資を積みさせていただきますので、あとは相手方がありますのでそれと協議だとかを進めながらしかるべ

き時期に、しかるべき金額を繰上償還して公債費の削減に努めてまいりたいなというふうに考えております。以上です。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○4番（大淵紀夫君） 説明でよくわかりました。わかったけれど、その国が市中銀行が交渉の仕方によってはいいよというのに、国が全部金利を含めて返せというのは何かすごく理不尽なような気がするのです。返さないといっているわけではないのだから原資は返すと。これからの金利は勘弁してよというのは、これは一般論とした当たり前だと思えるのですけれども、こういうのは町村会等々でやっぱり強力にやるべきだ。例えば4%以上のものについては今回はやりましようとか、それくらいのものであれば何か交付税みんな見るからいいよと、過疎債も交付税で見るよとか、そのようないい部分がありながらこのようなふうに残しているのだったら、何か非常に国の財政方針がなにかバランスを欠いているような気がするのです。そこはやっぱり町村会なら町村会で強力に申し入れてやるべきだと思うのだけれども、やっていると思うのだけれどもどのような状況なのか。

○委員長（小西秀延君） 安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 先ほど主幹のほうからご説明申し上げましたけれども、国のほうで補償金免除という制度は以前はやっていて、一定の高いものはもう償還されていますけれども、現在まだ5%以下のものがございまして、国のほうも財源、これ財政投融资というお金を使っていますので国のほうもある程度金利を稼がないと、それを運用できない部分がございますので、国も市町村にどんどんどんどん高い金利を繰り上げ償還されると困るような状況になりますので、それである程度歯どめで、一定のもので切って高いものは過去にやりましたけれども、5%が限度ということで町村会をとおしてこの部分を今、市場金利すごく安い状況ですからそれに合わせながら要望はしていきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 健全化プランの進捗状況の中の5ページの起債の抑制についてちょっと伺いたいと思います。起債の抑制についてはかなり財政当局努力していることは本当に評価します。今回も減債基金を積んだり、非常に財政規律を保とうとしている努力は十分に理解しますし、いいことだと思っています。この財政の抑制の中で私が言いたかったのは、過疎債は次年度以降も元利償還に対して7割交付されるとこれははっきり明記されています。これは事実なのだけれども、過去において港湾建設、これはずっと付記してきているのです。これがここの議会で財政危機になったときに議論されて、それは全て入っていないのだと、そういう大義名分のもとに投資し過ぎた。あるいは議会、町側もそれは暗黙の了承をして本当に入っているという錯覚に落ちいていた。だけれども財政危機になったときにそれが完全にわかったということで、ここに明記されていますけれども、あえて警鐘を鳴らす意味でお聞きしますけれども、多分この交付税に算入されるといっても交付税の元利償還金に対して交付税の単位費用とか補正係数、これについて本当にこの過疎債の元利償還金、本当に何年も入っているのかどうか。交付税の算定のほうからいけば基準財政額、基準収入額引いた額しか残り入ってきませんから、これで全体的に交付税落ちています。今回も説明

を受けてわかっています。それは言いません。だけでも経常的な部分では落ちてきているのです。そういう部分でいけば私はこれ7割必ず入っていないと思うのですけれども、そういう部分を共通認識し理解した上で過疎債の借入、起債の借入も考えていかなければいけないと思うのですけれども、その辺はここで明記されていますけれどもどうなっているかということ。

前も議論されていますけれども、今回の発行額をみると約2億1,500万円ふえています。これ平準化するといっていますから、そうすると来年以降この2億1,500万円は2年にすれば2億、1億円ずつ落とさなければだめですけれども、前回も私も質問していますけれども目の前にいろいろな公共投資ありますけれども、そういうことを踏まえてこの平準化の部分については次年度以降、この6億9,600万円の中で押さえていくのだということの決意は間違いなくあるのだということの確認をさせていただきます。2点です。

○委員長（小西秀延君） 富川財政課主幹。

○財政課主幹（富川英孝君） 起債に関しましての交付税算入の関係でございますけれども、過疎あるいは港湾を例にとりて今ご質問あったかなと思います。これにつきましては起債借入の段階で、例えば90%充当できます。それに対して交付税措置50%ありますというようなメニューとして決まっているという前提がございますので、これについては償還年限に対して据え置き期間が置かれているものについては、3年据え置きで利子の分だけを係数として入れてくるというような形で交付税算入、あるいはそのまま元利償還金で入ってくるものについては、その金額に対しての率を掛けまして交付税算入されているというような考え方で間違いはないかというふうに思っております。

それと平準化、平成23年度決算でうちの実質公債比率が18%を超えましたので、その段階で公債費負担適正化計画というものを策定いたしまして、今まさに7億円以内ということで起債の発行額抑制を図っていると。ただし実際にはローリングでということもございまして、その平準化というのは図っていかねばいけないうらうなというふうに思っています。この背景には国の予算の関係で補正予算債100%充当して、通常ですと75%しか充てられないものが100%充当します。それで本来は交付税措置がないものに対しても例えば50%出ますというようなものについては3月の議会だとか、そういった中で補正予算を組ませていただきまして、そこで起債の発行についてはご承認をいただいているというような状況になります。そういったものについては多少オーバーするところはあるかもしれない。これについては学校の今の耐震改修、そういったものについてが典型的な例かなというふうに思いますけれども、これについても期限が決まっております今やらなければ補助金も増高できない。起債の充当率も下がるというようなやはりやらなければいけないものについては優先的にやっていくということで、こういった中で7億円を超えているという実績もあろうかと思えます。ただし通常財政運営上やっていけるものについては、その原則7億円というの順守してしっかり必要のあるもの、ないものということを分けて地方債の発行をしていくことで、起債の抑制というのは図っていけるものだというふうに思っています。以上です。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 私、原則論を聞いているのではないのです。算定ルールに入っているというのはわかっているのです。算定されてちゃんと入っているのは。だけど本当に7割が交付税として交付額が来るときに入っているのかということ。そうすると過去の例からいっても、その

補正係数の単位費用の部分はふえていなければいけないはずですが、多分ふえているというかもしれませんが、本当に7億円入っているのかということを知っているのです。そうですよ。もう何回も言うけれども、基準財政収入額から需要額引いたら6割ぐらいしかないのかな。これは7割だって42です。平均に考えればです。そういう考え方です。

それと今富川主幹が抑制についていろいろと答弁されてました。勉強されて非常に理解されて答弁されていますけれども、今言った内容がこれは課長や理事者が答弁することではないかなと思うのですけれどもその辺いかがでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 申し訳ございません。担当主幹がとても詳しく説明したので理解されたと思うのですけれども、ただ交付税算入は過疎債も昨年度から本町借りまして、本年度より元利償還金の70%は入っております、ただ委員おっしゃるとおり基準財政収入額、需要額ございまして、一方では公債費の元利償還金で過去に借りたものが算入されたものが償還終わることによって減っていくという部分もあるのです。片や去年借りた部分でまたふえている。それは増減絶対出てきます。それが前年と比べてふえているかといったらもう減っていつているのです。償還も終わっていますから、そのバランスなのですけれども借りたのでその分は入っていると言わざるを得ないです。これでひとつずつチェックしていくとその分交付税ふえているのかというと、当然収入額と基準額のバランスだったり、通常の固定経費の単位費用補正係数は間違いなく現状は落ちています。地方財政計画でも本年度は0.8%減額です。ただ白老町としては1.9%伸びています。これ市町村の状況によって変わります。だから委員の言っていることも間違いのないのですけれども、こちらの答弁として入っていると言われれば、入っているという答弁でございます。また先ほどの富川主幹の説明ですけれども、同じ担当なので係も課長も同じ考え方で進めていますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

以上をもちまして、公債費を終了いたします。

次に13款、給与費に入ります。主要施策等成果説明書は153ページから154ページまで、決算書は412ページから415ページであります。質疑があります方どうぞ。

4番、大淵紀夫委員。

○4番（大淵紀夫君） 一つは、進捗状況の中で一般職員はトントンと、再任用が3人減っているということでございますけれども、効果としては出ているのですけれども、私は効果ではなくて本当に町の職員が仕事する上で今の状況でいいのかどうかというあたり、これは一般質問でも伺いましたからくどくは言いませんけれども、やはり今本当に仕事をやる、研修の話もございましたけれども、職員が本当に力を出すというのはどういうことなのかというあたりがきちっとしていかないと、確かにコンピュータ化されて新しい状況が出ているということは確かですけれども、やっぱり職員の皆さんがきちっとまちをどうするかと自主研修なりきちんと議論をして積み上げて、白老ができることとは何なのかというようなことが議論されていかないと、僕はまちは幾ら少子高齢

化だとか何だとかと言っても、私はやっぱり人を減らしていくということはだめになってしまうと思うのです。例えば大阪などの市で現実的にアウトソーシングどんどんやって全く新規採用を入れないで、全部アウトソーシングで臨時職員だとかというのを入れてしまって、全く身動きもできなくなるというところが出ています。本当にそういうところ、役場というところは物を生産するところではありませんから、どう知恵を出しどう力を出してもらおうかというあたりが難しいところなのですけれども、やはりそのところをひとつ今の人員で十分やれるのかどうかというあたりが1点。

もう一つ給与カットの基本的な考え方をちょっとお尋ねしたいのですけれども、組合との合意形成はどのようにしているか。確か毎年見直して毎年カットもきちっとしていくというふうになっていたような記憶なのですけれども、その合意形成がきちっとされているかどうか。それとプランを達成すれば当然給料は戻すというのが基本的な考え方だと私は思うのだけれども、そういうことでいいのかどうか。当然ここには人事院勧告というものがあまして、人事院勧告の給与ベースというのがあるのでそこに戻すというのは、私は当たり前の真ん中だというふうに思うわけです。このところが見えるか見えないかによって職員のモチベーションというのは大きく変わるのではないかというふうに思うのですけれども、この点での見解をお尋ねしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） それではまず1点目の職員の職員数の現状と申しますか、その辺の状況でございますが、これはプランの中で職員数適正化ということで、町のほうでいろいろ検討した中でこのような数字見込みを立てた上で今現状はやっておるところでございますが、実際のところはこれに合わせるためには非常に厳しいところはあるんですが、職員数は何とかこの中にとどめるようなことを行っておりますけれども、ただ業務自体は全く減っている状況ではなく新たに国からの業務ですとか、あるいは災害、昨年の災害もございましたけれどもそういう災害対応で仕事は実際はふえてございます。そういった中では時間外をかけて職員に頑張ってもらう、あるいはそれ以外にも臨時職員を採用してやっていただくというようなことで今何とかやっているような状況でございます。

それから組合との合意形成ということでございますが、今回このプランを策定し組合と協議した中で、組合の合意も得た中でこのプランを進めているところでございますが、給与に関しましては毎年これは組合との協議事項ということになってございまして、協議の中ではいろいろさまざまな組合からの意見も出されいろいろと協議してきてございますが、27年度の予算についてはこれも何とか組合と合意を得た中で現在は進めている状況でございます。

それからプランを達成した暁には給与を戻すというのは、これはもちろんこれが前提となっているというふうには認識してございますが、ただそのプラン達成という位置づけがどういった状況で判断するのかというのは、またきちっとされているわけではございませんので、その辺は今後さまざまな状況も含めた中で判断しなければならない事項かなというふうに考えてございます。以上です。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 私のほうから1点目の組織体制のあり方と、職員のあり方と申しますか

そこら辺ちょっとお答えいたします。プラン作成時定員管理計画を策定した中で、採用の仕方といいますか人員のあり方というのはプランの中にも織り込みました。プランの作成の土台となっているのは仕事の体制がどうだということよりも、数値的に財政状況を健全化しようというのが先にあって、どちらかという数字が先にあって体制を健全化を達成するための一方策として人件費の抑制というようなことがあって、その分はどちらかというちょっと数字が先行している部分は確かにありました。まだ年数はたっていませんけれども採用人員を2分の1にするだとか、そういうような手法と、もう一方は再任用の制度がでてきたというような中で状況が少しずつ変わってきているというのも実態、それから今ご質問の中にもありましたけれども新たな事業といいますか、そういうようなこともあります。あわせて他の委員さんのご質問等々にもありますけれども、福祉の分野だとか、企画の分野だとか、新たなまちづくりというようなことでの人員の体制も確保しなければならぬというようなことで、少しずつ当初プランを策定した時点と状況が変わっているということも確かなのかなというふうに思っています。

今言われるように片方では人件費が増ということ当然是ね返ってきますけれども、いわゆる白老のまちづくりとして今の職員で定型的な業務だけやっていたらいいのかという話には当然ならないと。やはり先導になってこの前もお話しましたがけれども、先行してどうまちづくりをつくっていくかというのがやはり与えられた業務だというふうに思っていますので、そういう中で果たして今の人員で対応できるかどうかというのはやはり年度年度で考えていかなければだめだと。そういうことを積み重ねたものがいわゆるプランの見直しのときに、どうだということの答えを出そうかなと思っています。現実論として今押さえているのはやはり厳しいというふうな思いは確かに持っていますけれども、一方ではやはりプランの数値も見えていかなければだめだというふうに思っていますので、ちょっと板挟みのところは確かにあるのですが、充分職員の力が発揮できるような体制が数値的に許されればそこまで持っていきたいなという思いはあります。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵紀夫委員。

○4番（大淵紀夫君） 私は何でもかんでもふやせとか減らせとかそのようなことを言っているのではないのです。少なくとも2万4,500人のときには300人ぐらいたははずです。それが1万8,000人ですか、4分の1ぐらいの人口が減って今200人ということであれば、当然それは3分の1減っているわけですから、そういうことでいうと行政というのは人口が減ったから全部減るかといったらそうはいかない。人口が減ったからといって道路の延長が減るわけではないですから、だからそういうことの十分説得力がある中身を持って、そしてやっぱりその白老の発展を考えたときに、少子高齢化に対応するためにはやっぱりこれくらいの職員が必要だというものを構築すると、そうでなければ僕は衰退の一途になってしまうと思うのです。もう一つ考えられるのはやっぱり経験を豊かに持っている再任用職員、ここをやっぱりその4分の3ではなくて100%にしてもらおうと。仕事をやってもらった量を今確か時間を減らしているでしょ。そこを通常勤務と同じように、給料は若干上がるかもしれないけれども、やっぱりそういう人材をきちっと生かせるような、何か付属ではなくてなるべくメインの仕事も再任用の方もメインの仕事ができるような形含めて、今管理職の方がいらっしゃるわけですからそれは難しいと思います。だけどやっぱりその力をどう100%引き出すかと。その人たちが本気になってやる気になるとかなり違うものが出るのではないかというふうに

思うのです。もちろん今の管理職の皆さん方に余り悪影響がない形の中でというのは当然ですが、やっぱりそういうことが一つ僕は考える必要があるのではないかと、いうふうに思っています。

もう一つはプランの前倒しのことを何度もずっと言ってまいりました。それはどういうことか、というと職員がちゃんと見えるということなのです。ことし2億4,000万円ぐらいです。職員の皆さん方が、このあと1億7,000万円ぐらいがずっと続くわけです。ここがやっぱり見えないとだめだ、と思うのです。だから、本当に財政が好転ではなくて、将来負担比率と実質公債比率を見ると全道で下から2番目と3番目という状況ですから好転など全然していません。若干でも財政がいい状況になったときに、やはりその起債を返して前倒しが見えるような形、それが7年なのか6年なのか5年なのかかわからないけれども、職員の給料で得た益というのはそういうところでできちっと見えるような形で、これで返したというようなものが職員に見えていないと、どこに使われているのかさっぱりわからないと。全体の中でどこかに使っているのではないかと。これはやっぱり僕はまずいのではないかと、思うのです。ですから本当に職員のやる気を出すというのは、モチベーションを上げるというのはやっぱりそういうことが見える形、組合ともそういう話をし、「残念だけれど、7年まだかかるけれど、少なくともあなたたちが出してくれた原資についてはこういう形で反映しています。」ということが見えるということが必要ではないかと思うのですけれどもいかがでしょう。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 1点目の再任用職員の業務内容といいますかその辺の話がありました。私も人事当局とも十分その部分については、協議、打ち合わせをしています。というのは、再任用職員の制度が始まって1年、2年しかたっていない。見えない中で制度設計して給与のあり方、それから勤務時間のあり方、それから仕事の内容のあり方、スタートしました。そういう中では知識経験を有している方を業務に有効に使っていきましょうという建前論はよかったのですが、実務として給与の格付けが2級格づけということは、相当職の業務をやってもらうというようなことで、2級相当職そういう中でスタートします。ただ一兵隊で入るのかとなるときは、課長でいた人が、次に兵隊さんの席に座るのかと職場環境はどうなのかということも細かい話ですが、逆にもあります。逆にそういう方は指導的立場に立って、部下を育てるというのもこれは大きな仕事だということ言えば、今の業務のあり方というのはどうなるか、それから格付も給料が5段階になっていますけれども、今2級やっていますけれども、課長職で退職、再任用で雇用された方、あるいは主幹職で退職し雇用された。これやはり業務の押さえ方というのは当然違ってくるだろうと。そうなれば2級だけでなく、3級もあってもいい、極端な話1級もあってもいい。これは給料表があるのであれば、給料の格付は別々に統一しなくてもいいのではないかと。それから先ほど言うように業務の中身も一つの業務をこなすことのポジションとそれから指導するポジション、そういうこともあってもいいのかなということで、今の他市町村の事例も見ながら総務課とは協議していて、どのようなあり方が本当に力を発揮してくれるかということと、内部でも協議してやっておりますので、その部分については整理していきたいなというふうに思っています。

2点目のお話です。確かに給与削減してその分どう使われているのかと。先ほど組合の協議もありましたけれども、そういう中でも自分たちが生活費から給与を削減して、それが何に使われているのか見えないと、これが事業費に回ってただ単に使われるのならば、これいつまで続くのかと

いう話が出ます。当然そういう自分たちが給与削減したことがこういう結果の数値にでてきたと、数字に色はついていませんからどうのこうのではないですけど、こういう形で数値が改善しているというようなことが見えないと、自分たちも何のために給与削減しているのかわからないというようなことも組合協議の中では話が出てきますので、私どももそこら辺は十分気をつけた中で、これが単純にその部分が何か事業費がだんだんふえていってそのために自分たちの給与削減されているのか、それに使われているのかということが言われないように、やはり今事例として出ましたけれども、公債費の削減だとかそういう形でそのプログラムの目標にしている数値というか形になるように、そういうふうな形でそのものの対策を持っていきたいというふうに思っていますし、そのことがそれでは7年といったものがもしかしたら6年になるのか。そういうようなことも職員もいつまで、給与削減ずつと行くのかということは、やはり今いわゆるモチベーションにもかかわってきますので、先ほどの1点目の職員体制のあり方、それから給与の削減のあり方、これらを十分念頭に入れながら内部協議を進めていきたいというふうに思っています。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○4番（大淵紀夫君） よくわかりました。町長でなくて結構なのですが、どなたでも結構なのですが、要するに他の自治体でやられていることは同じようにやれと、切っているものは同じように切れと。横出し上乗せ含めてです。そういう指導にしていくのか、他の自治体でやっていないことはもうやるなど。他の自治体を見て実際にやっていないものは全部やめたと、やらないと。そういうふうな指導をするのかそれとも他の自治体でやっていないようなことをやるような職員の自主性そういうものを引き出すのか。これは町長のリーダーシップとしては雲泥の差なのです。月とすっぽんなのです。要するに基本的な視点がほかの自治体でやっていないのだから全部そのようなことはやめれという、それともほかの自治体でやっていないのなら白老でやれるのならそれはお前の方でやれというふうな指導をするのか。財政もあるから何でもかんでもみんなやれというのではなくて基本的な考え方としてそういう職員指導、そういう職員に対する考え方で臨むか、それともそうではないのかというのはその積極性だとか、発想力だとかが全然違うと思うのです。教育してもそういうものがなかったら職員はやれないのです。「どうせ金がないというから」「どうせ町長がだめだというから、やらないほうが楽だからやらないほうがいいな」と。そうではなくてこれだけたくさんあったけれど、これ一つだけはとにかくやれというふうになったときに、職員のモチベーションというのは全然違うと思うのだけれど、そこら辺の見解を伺って終わります。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） ちょっと前段で私から、最後に町長から申し上げます。

基本的に職員の指導につきましては当然平常業務で他市町村との比較ということではなくて、平常業務でやらなければならないことは当然やると。プランの中でも対策としていっているとおり、横出し上乗せ、これについては抑えていこうと。ちょっと悪いですけど例えば、福祉灯油、ほかのまちでやっています。それはうちでできるかと、それを制度としてやるとすれば800万円ぐらいかかると。それではちょっと無理だと。確かに1リットル100円近くになったと。前は100円超えたときにやった。だけど今できるか。できない。そういうことも実例を出して悪いけれどそういうこともありました。職員にはだけれども、他市町村と同じことをやっていたら抜け出たまちにはなら

ないと。それでは白老は白老の特性がありますので、そこはそれを伸ばすということでいろいろな職員が勉強する中で、職員が考え得ることを出してもらおうというふうには思っています。悪い事例としてこういうことがあったのですけれども、例えば昨年この事業費の要求をしたと。ことしの事業費の予算のときに去年のやつが出てきていない。去年のときはできなくて採用しなかったと。だけどこれはやっぱりやらなければだめだと原課では思っており、これが次の年にどうせ出しても今やってくれないだろうというので出さない。これは悪い傾向です。そういうことのないように自分たちも見たととき、去年せつかく要求して採用できなかったものをなぜことし出してこない。これもう答えを自分たちでつけてしまったのではないのかと。そうではないだろうと職員というのはこれ自分たちはこういうことをやっぱりやっていかないと、という強い信念をもって出すのではないのかと。それが結果としてどうなるのかわからないよと。だけでも原課としては出すべきでないのかというような指導もしていますので、やはりそれぞれの他市町村というよりも、自分の原課の業務を考えたときにこういうことをやっていきましょうということを発想できる職員に育てたいというふうに思っています。

○委員長（小西秀延君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 今副町長答えたとおりののですが、姿勢ということなので私の考えを述べさせていただきたいのですが、やはり横並びのまちづくりだといつかは衰退してしまうと思うのです。それは職員重々わかっていると思います。となりとか近隣のまちがやっていることだからやらなければならないという発想は全くがだめだと思いますし、だからといって行政のやることなのでいろんな法律とか、国の仕組みや北海道の仕組みがありますで、その辺はきちんといろいろな情報を得て白老らしい事業を展開するというのが基本でありますし、その白老らしい事業というのは知恵を出して町民の力をかりながら行政の力を発揮していくという姿勢はわかりません。ただ財政健全化プランその前のプログラム含めてお金がないということでできない事業も多々あります。でも持続可能なまちづくりをするためには、今はここは我慢しなければならないけど今我慢してその先にはこういう白老らしい事業とかまちづくりが展開できるというのは常に心構えとしては持っていかなければならないと思いますし、それをなくしてはまちづくりにつながっていかないと思っていますし、まちづくりにつながっていかないとすることは町民のためにならないというふうに思いますので、町民のために何ができるかというのが行政の仕事だと思っておりますので、単年度単年度ではなかなか厳しい部分もあるのですが、長い目で見てまちづくりを考えていかなければならないと思いますし、今の現状の、例えば苫小牧市だとうちよりまだが高齢化率は低いです。高齢化率40%に手が届きそうなまちと同じ高齢者対策をすれというのは無理がありますので、この辺はきちんとした今現状の白老に合ったまちづくりを優先的にしていかなければならないというのは1例ではありますが、そういう気持ちで、姿勢でまちづくりをしていかなければならないと思っていますので職員もそのつもりでやっております。

○委員長（小西秀延君） ここで確認いたします。

13款、給与費、まだ質問お持ちの方いらっしゃいますか。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

13款、給与費、引き続き質疑を受けつけます。質疑のあります方はどうぞ。

13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 今大淵委員の質問された部分については大まか私も理解しますのでその分について質問しませんけれど、実務的な部分と理事者の考え方で2点伺います。

まず、25、26の中で議会でも議論になりましたけれども給料の逆転現象どういうふう理解されて今正常というか、普通に戻ったのかどうかという部分で、その経緯と今の逆転現象されていた職員も理解されてきちんと正常に戻ったのかどうかということです。

次の部分は私職員でしたから本当は言いたくないし、言ったら跳ね返ってきて現職のときどうだったのか言われるからあまりこういう部分については言いたくないのですが、今大淵委員は定数というか、職員数が足りないのではないかといった部分は現状を見ると私も若干は理解します。ただ、ということはおもこれ見ると課長方が数年前から日常業務というか定型業務を持つようになって処理されている。私は否定はしませんけれど、本来課長職とは何なのだろうという管理能力を本当に育成して、それなりの対応できる管理職を私は育成すべきだと思います。今の管理職が悪いという意味ではなくて、若干そういう人もいますけれどもそういう中で必要だと思います。

それともう一つは、ここを私のことは抜いて質問しますが量より質だと思うのです。先ほど町長も答弁しましたが、これからやっぱり政策をつくる政策能力の高い職員が必要だと思います。ただ数ばかり揃っていてもだめであって、そういう自前で政策形成できる政策能力の高い職員を育てる。そういう潜在能力のある職員を採用していかなければ、繰り返しませんけれども将来の白老町はどうなるのか、こう思いますのでその3点を伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） まず1点目の逆転現象の関係でございますが、これにつきましては26年度中にこの件を何とか正常に戻そうということで、実は本年3月の給与条例の改定の中で実際27年度の予算を組み立てる中におきまして、今回昨年26年度に出た人事院勧告が、26年度と27年度の2カ年度分実に出たのです。そこで27年度予算編成の中でその人事院勧告の部分も折り込みながら、それも下の若い方の給料が上がって、上が逆に下がるというようなこともありましてそのあとは現給保障という考え方、これも加味しながら今回27年度は本当にわずかですけれど、逆転現象は起きないということで今回予算組みをしてございます。

それから、2つ目の課長職の業務ということでございますが、実はこれ総務課としてもやはり今後きちっとしていかなければならないなと思っているのは、実は24年までありました部制、このときのいわゆる管理職の業務のあり方ということで、当時は簡単に申しますと部長職は議会対応をやりますと、課長職は一部実務を持ちましょう、というような流れで部制を始めたという経緯がございました。そういう中で実際に25年から部制を廃止したのですけれど、その名残が若干残っていてそういう体制になっているというのも実際は見受けられるところでございますので、これにつきましても現在人材育成基本方針定めてございますが、こういった中で課長職の業務のあり方、あるいは

は主幹職、主査職とこういった部分の職階別の業務の中身についてもきちっと示した中で職員のほうにも、それをきちんと周知していきたいというふうに考えてございます。

それから、3つ目の政策立案、政策能力という部分でございますが、考え方はあとで理事者のほうでもご答弁申し上げますけれども、採用につきましてはこれまでやはり幅広い人材を確保してそういう中でやっていかなければならないということで、昨年から取り組んでいるのは全体、民間もそうだとおもうのですけれども、もちろん学力試験というのもございますので、その学力試験のこれまでよりも一次の合格ラインを逆に若干下げた中で面接をたくさんの応募者、一次合格者といえますか、ここをたくさんの面接をした中で、より優秀な人材を育成するというところで、現在その採用の手法も若干変えた中で今対応しているという状況でございます。以上です。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 再質問があれば再質問のときかと思ったのですが、同じような答えになってしまいますが1点目の給料については、実務的な話なので総務課長が話したとおりです。

2点目、課長が定型業務といいますか実務的なところが入っているのではないのかというようなご指摘の部分がないわけではないです。今総務課長が答えたとおり部制があり、それを解消してというような名残もあったのですが、課の編成の中で少人数化になりますと、やはり実務的なところも課長になってというようなことは実際にあります。組織として昔からあるのは1グループ4人ぐらい、それからそのグループが3つぐらい、そこで1課体制をとると。課長は三つの分野のグループの業務を統括するというような形が組織体制としては昔から言われている人数配分なのかなというふうに思いますが、今現実にそういう数グループを束ねた課というのが、おおむねそういうふうにはなっていますけれども、例えば危機管理室、それに特化して課長職も置いて3人ぐらいのメンバーでやっていますので、そこは実務が当然入ってくるのかなというふうに思います。それから、従前は健康福祉課の中の室でありました高齢者対策、ことしから高齢者介護課ということになりますけれども、そこも課の体制としては人数的にはどうなのかなというのが現実的にありますが、それも業務の特化ということで小人数ですけれども課体制にしているというのもあります。そういうような中でいいますと、今ご指摘のとおり課長の業務が実務的な部分にかかわって総括的に行政事務の総括を見ていないのではないのかというようなご指摘も否めないところもあるかなというふうに思います。そういうことは逆にそういうご指摘を受けた部分として、各課長の職務体制のあり方といいますかそこらについては、やはり総括的に見るような立場の中で課長職の遂行をしていただきたいというふうに思います。

それから3点目の政策能力ということは当然のことだというふうに押さえています。1番危惧しているのが先ほど採用の話もありましたし、再任用の職員の体制のこともありますがけれども職員の年齢構成がちょっといびつになってきていると。今、50代の職員の年齢が多くてこれ人口ピラミットと同じで若年層がやっぱり逆三角形になってきていると。そうこうすると老婆心ながら10年後、15年後は大丈夫かなというふうにちょっと不安になる部分もあるのですけれども、その部分をカバーしようということで採用の段階では、年齢基準を上げたり社会人枠、社会人経験といいますか社会人経験者を多く採用したりというようなこと。それから先ほど言いましたとおり、学力試験をやるのですけれども、面接官の範囲も役場職員とか理事者に限らず、民間の面接官を入れたり、

それから2次面接としては若手の主幹クラスの人たちが面接官になったりというようなことで面接方法もいく分工夫しながら、その人の性格といいますか多方面から見られるような面接のし方にも変えていますので、そういう方々がいわゆる研修等々を通して政策能力を上げる。そういう自覚を持って町の職員として活動してもらえればなというふうに思っています。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 1点だけ考え方をお聞きしておきたいと思いますが、先ほど財政の関係で富川主幹、勉強した姿できちんとした答弁されていますから、それなりの職員ちゃんだと思いますけれど、あえて言わせていただきますけれども、議会でも声が出なかったのだけれども、苫小牧民報から大きく報道されていましたが、日常業務のミスの部分というのは当然何らかの形であり得る場合もありますからこれは絶対あったとは言わないのだけれど、そういう部分からいけば新人の優秀な者を発掘して採用するのはそれで理解しました。

1番は今いったように課長職がどうあるべきかというのも副町長の考え方でわかりました。僕は1番年齢構想がアンバランスだということはこちらにおいても、この行政はサービス産業です。人の能力にかかわってくるのだけれど、私はやはり中堅職員、この方が一生懸命に勉強して法規もある程度理解して部下も育てる。そういう中堅職員が全般的な見方でいうとその中堅職員の資質向上と能力を高める。あるいは人間的なものをある程度成長させる。そこが今1番重要視されているというか、喫緊問題ではないかなとこう見ているのです。過去の私のことを置いてですから、私も言われる立場の人間ですからそう思うのですけれども、その辺の認識ともしそれが必要とすればどういう形でそのすき間を埋めていくかということが大事だと思うのですけれども、そこだけ聞いて終わります。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 基本的にいわれている部分はそのとおりだというふうに思います。新規採用職員の研修もそうですけれども、中心になってくるのが中堅職員が1番力を発揮する職場というのは、活気があるのかなというふうに思っていますので、当然そういう中では器が小さくならないようにということ。研修も中央研修のところを筆頭に職員を出させていくというふうに思っていますし、昔の話をしたらおかしいですけれども、そういう中堅職員がある程度人数になって自主研修、自主学习もやった経緯もあります。そういうふうになってもらえれば、自主的に研修するというのが1番勉強になるのかなというふうに思いますし、一方、上の職員はそういうことと言えば、中堅職員の力を発揮できるように指導していくということも当然必要なのかなというふうに思っています。あえて言うつもりもなかったのだけれども、そういう中堅職員の資質向上のために申しわけないですけども、議会答弁も議場の中に職員も、昔は課長職以上の対応だったのですけれども、今は予算のときもそうですけれども、委員会になれば中堅職員も入ってもらって実務的に答弁をしていると。財政課長が答えられないわけじゃなくてあえて答弁したのは、そういう場面の経験も必要なかというようなことで今職員も入ってきていますので、そういう中ではいろいろな場面の中で職員の資質向上をこちらのほうも意識的にやっていきたいというふうに思っています。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

以上をもちまして、13款、給与費を終了させていただきます。

続きまして、14款、諸支出金に入ります。主要施策等成果説明書は155ページから156ページまで、決算書は416ページから421ページであります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

以上をもちまして、14款、諸支出金につきましては終了させていただきます。

続きまして、15款、予備費に入ります。主要施策等成果説明書はございません。決算書は422ページから423ページであります。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

以上をもちまして、15款、予備費については終了させていただきます。

これより、歳入に入ります。一般財源にかかわる全般の審議に入ります。主要施策等成果説明書3ページから10ページまでの1. 予算科目別比較表（歳入）、2. 税収入に関する調べ、3. 予算科目別比較表（歳出）、4. 歳出財源内訳表についてでございます。決算書は56ページから97ページあります。質疑があります方はどうぞ。

7番、西田祐子委員。

○7番（西田祐子君） 81ページの白老滑空場用地貸付料ですが、正直に言ってどこで聞いていいかわからないので、白老滑空場のことについてお伺いいたします。

この滑空場は今まで滑走路、周辺道路、それに付随する工事、かかった総工事費、今までどのくらいかかったのかということ。

それと今現在、日本航空学園開校されてきていますけれども、今ある学科と在校生数、それともしわかっただらの話ですけれども今まで卒業された人数わかっただら教えていただければと思います。とりあえず3つ。

○委員長（小西秀延君） 西田委員、滑空場のこれまでの経費、整備費と各学課と在校生と卒業人数でよろしいですか。

本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） 滑空場の整備と今の航空学園の卒業生また在校生ですが、すいませんちょっと手元に資料持っていないものですから、後ほど答弁させていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 道路の関係でお答えしたいと思います。舗装整備です。第1期と第2期の工事がありまして、第1期につきましては平成9年から15年で工事をしております。金額につきましては3億2,329万6,000円です。第2期が平成12年から平成24年です。金額につきましては3億3,166万1,000円です。合計しますと6億5,495万7,000円になります。以上です。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田祐子委員。

○7番（西田祐子君） 滑空場のほうの道路のことはわかりました。ただこれ滑空場の滑走路とかもしそれにもし数字わかれば教えていただきたかったなと思います。それと日本航空学園のほう確

か平成28年度で債務負担行為終了すると思うのです。今年度。ですから28年度の3月までで最終だと思えます。それでたしか平成6年のときに白老滑空場設置に関する覚書というのが、確か町のほうで日本航空学園と交わされていると思えます。そのときの中で航空学園に滑空場を無償譲渡とするという話の中で、26年6月に協議したような話も聞いておりますけれども、この件に関して今現在どのようになっているのか、また今後どのような考え方をお持ちなのかその辺を確認させていただきます。

○委員長（小西秀延君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） 当時の覚書の関係で、お話のとおり平成28年で債務負担行為が終了する予定で今順調に入っています。この取り扱いで当初の覚書に関しては無償譲渡という形の流れではございますが、実際当初の日本航空学園の学科と経済情勢も含めまして、まだ今の時点ではですね最終結論には至っていないのですが、この議会終了10月以降の段階で航空学園との打ち合わせを設ける予定でございます。その中で最終判断といいますか方向性を出していくというスケジュールになっていますので、現時点ではこういった形の方へ進むかということにまでの結論には至っていない状況ですのでご理解いただきたいと思えます。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田祐子委員。

○7番（西田祐子君） 現時点ではその状況はまだこれからということなのですが、私、先ほど聞きましたのは1回も協議していないのですかということです。そのことに関して今年度でもう切れてしまうわけだから、それについて日本航空学園さんときちんと何らかの形で協議も何もしてこなかったのですかというのをさっき聞いたはずだと思うのですが、それについて答えありませんでした。

それからこれに関して当時の滑空場に関する覚書の中で、乙が計画する学科または学校の設置を前提とするというふうに書いていたものですから、それで先ほどどのような学科があったのかと。そしてここで言っている学科というのはどういうことなのかと。そういうことを確認させてください。そして理事者のほうの答弁をお願いいたします。担当者ではなくて一体いつごろまでにその話し合いをきちっとして、いつごろまでにめどとしてその方向性をきちっと示していただけるのかよろしく願いいたします。

○委員長（小西秀延君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） すいません。経過でございますが24年度と26年度でそれぞれ定期的にはお話はさせていただいています。今回4月以降の対応なのですが、岩城副町長との調整の中で、ちょっと今そこには至っていないのですが、事務部長様と調整しながらことしの6月と8月には出向いております。ただ実際、その内容の検討はそれぞれ航空学園さんのほうでまずはご協議いただきながら、最終の方向性につきましては先ほど申したとおり10月以降の日程で調整をしていきたいと考えます。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 覚書の件ですけれども、これまでも議会で議論ありまして先方と協議は今してるという課長申し上げたところなのですが、覚書の中にもそれぞれの、先ほど質問のあった学科の設置ですとか、施設整備ですとかそういうことが別紙の資料の内容ということで添付さ

れまして、その中身が全てが今整っているわけではないという部分が私ども認識していますし、先方もそうです。ですので来年3月といっても当初計画の部分が全て整っているということではないので、現在その件から譲渡するとかしないかという部分も含めて先方と協議中ということです。ですので覚書はやはりそこに盛り込まれたことが全部整理されて、契約上のことが履行されればそれは無償譲渡という覚書は交わしていますけれど、現状はそうになっていないというところで私どもそういうふうにはっきり踏み込むということには至っていません。ですので、今後またさらにその部分は協議して結論を出していきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田祐子委員。4回目になります。

○7番（西田祐子君） 確認だけさせてください。先ほど私質問した中でこれから協議というのですけれども、議会も町長も任期これで終わります。それと来年の2月でしたが、2,978万円の債務負担行為の支払いが終わってしまうから、それまでに決めてくださるのかそれともそれ以降もまた協議していくという考え方なのか、その辺がちょっと曖昧だったものですからその辺をきちっと確認させてください。それと1答目のとき質問したときの数字、あとからで結構ですからきちっとした書類で答弁ください。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 債務保証の関係は来年全て終わるということで今まで町が果たさなければならぬ責任というのはそこは一旦整理します。それと無償譲渡の関係もやはりその覚書の中に先ほども答弁しましたとおり、こういう項目をきちっと整理しましょう、やりましょう、ということが盛り込まれていますから、それがきちっとできていない限り「そうですか、では無償で」ということにはならないという部分があります。ですのでそれは今後もさらに来年度に入るかもしれません。3月で決着するというのではなくてまだ協議が続くと思えますけど、一定の方向はやはり盛り込まれたことがしっかり実施されてというところの立ち位置は変わらないと、これだけははっきり申し上げておきます。

○委員長（小西秀延君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） 学科等は国際コースビジネス課が3年、2年制度の部分ということと在校生が今94名いらっしゃるということまではちょっと押さえさせていただきましたが、卒業生がなかなかお時間をかけないと拾えないということでちょっと航空学園さんの聞き取りもしながら、のちほど資料という形で全体をきちっと整理いたしましてご提出させていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

4番、大淵紀夫委員。

○4番（大淵紀夫君） 1点だけちょっとだけ簡単にお尋ねします。不納欠損のことなのですが、税で2,460万ぐらいですか。あと土木関係の使用料で建築と住宅使用料というようなところで不納欠損が出ているのですけれども、一つはこの不納欠損はどこまで、最終決裁はどこになっているか。その最終決裁のチェックどのようにされているか。ここは私も実は大分以前に監査をやらせていただきましたので相当シビアにやっているということは承知しております。いろいろな書類、守秘義務もございませぬけれども、きちっとした書類に基づいてそれは統一的に全庁的

に統一的になりながらというようなことで、さらっと見たところでは道路使用料等の住宅使用料の部分と税というのは主なのですけれど、この最終のチェック、それがどれぐらいの中身で行われているのか。そこはちょっと推しはかるの大変だと思います。それと道路使用料の不納欠損、住宅使用料は何となくわかるのだけれども、全部住宅使用料ですね。やはり住宅使用料のチェックも税と同じような仕組みになっているのかどうか、不納欠損を落とすときのです。そこだけお聞きします。

○委員長（小西秀延君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 住宅使用料の不納欠損の部分であります。手続的には税と同じような手続きを取って処理をさせてもらっております。

○委員長（小西秀延君） 最終決裁はどういうふうになっているかということでの質疑がありました、続けてどうぞ。竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 最終決裁につきましては理事者まで決裁を取っているという形です。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○4番（大淵紀夫君） この理事者決裁になるとしたならば、町長までなのか副町長までなのか。そこら辺どういうふうな決裁方法なのか。なぜこのようなことを聞くかということ、これはやはり不納欠損で落とすというのは、例えば意識的に時効でなくても落とすという場合もありますよね。年月来なくても落とす場合ありますよね、どうしてもだめだと。実際に悪質滞納者で、もうどうしてもならないから落とすというのもゼロではないような気がするのです。単なる時効が成立して不納欠損で落とすだけなのか。そういう時効延長をかけているものもあったような記憶があるのだけれども、そこら辺をどれぐらいシビアにやっているか。これはなぜこのようなことを聞いたかといえ、実際にことしの税の収納率が若干ですけれど、努力はされているけれど下がったのです。不納欠損もやっぱりこれ影響がある。ないとは絶対に言えないのです。ですからここをどういうふうにやっているか、単なる時効がきたから全部不納欠損で落としていくというやり方なのか。中身によっては時効延長をかけているのか。そういうことがやっぱりきちっとしていかないとだめなような気がしているものから、そこをどのようにやっているかということを知りたいのです。

○委員長（小西秀延君） 南税務課長。

○税務課長（南 光男君） 不納欠損のあり方なのですけれども、町税に関しましては当然公平な徴収ということで納付していただくための対応をとっておりますけれども、単純に時効となるから不納欠損として落とすのではなくて、その前段として滞納者1人1人の生活状況を確認して、きめ細やかな納税相談により極力何年たっても少しずつ納めていただくような対応をとっております。基本的には。その中でどうしても財産がないとか生活が困窮しているとか、中には亡くなっていることもありますし、徴収不能の方も現実にはいます。このような中で最終的には執行停止をかけた中で、最終的に不納欠損するときには総合的に勘案して不納欠損をしております。決裁につきましては副町長までの決裁をいただいております。以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○4番（大淵紀夫君） 私、とやかく言っているのではないのです。要するにそこがきちっと不納欠損を落とすときに、以前は部長決裁で落ちていたときもあったのです。事実、それは私が監査の

ときに実際にあったのです。理事者までいかなければだめではないかということで監査で指摘したことが実はございます。なぜそのように言うかということと現実的に払えるのではないかと思えるようなものもないわけではないような気もするものですから、やっぱりそこは理事者がきちっとこれは何でもかんでも、生活困窮なら生活困窮、居所不明なら居所不明と分かれているわけですから、その分について、生活困窮の人を全部調べたところでしょうがないわけで、だけどやっぱり政治判断で落とせるものがないと思うから聞いているのだけれど、そこら辺がやっぱり理事者がきちっと決裁するということは僕はこれはとっても大切だと思っています。これはどこの場合でも。ですからそこをきちっとしないとやっぱりそのときの財政状況を見て、要するに時効を継続すれば収納率が下がるのです。不納欠損で落とせば収納率が上がるのだから、そういうふうになってはだめだと思うのです。だからそこら辺を理事者がきちっと見てきちっとその対応をしてるというふうにしなないと、チェックが一重ではだめで、二重、三重のチェックというのはそこで必要だと思うものですから聞いているのです。

ですから、そこはやっぱりきっちりした中でやっぱりやると。公営住宅の場合はいなくなってしまうとかというのがたくさんあって、払えて払っていないという人はあまり、退去命令も出せませんから。ただ税の場合はそうはならないから。そこら辺例えば国保の問題なども含めて、僕らがやったときには5年間何とか頑張れば不納欠損になるから5年間払わないで頑張ると言っていたのがいたとかいないとか、そのような話にまでなるものですから、そこはやっぱり理事者がきちっと税務課なり、国保なら国保の徴収のときにきちっとした指導をされるということが必要だと思うから聞いているのです。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 不納欠損の決裁、当然今副町長ですから、担当部局それぞれの分野の部分は決裁をしていますけれども、当然私も流し決裁といったらおかしいですけど、見てぼんということではなくて、当然確認をしています。そのことはやはり書類を見るということは税目ごとにくる書類の中で同一の名前の方が出てくるというようなことの確認、それともう一つは不納欠損の理由、これを確実に私のほうも目を入れてチェックしていますし、それからそのことのちょっと疑問のところは、税務課なら税務課の課長にきってもらってその内容を確認するということです。それはなぜというよりも、そういうことをしているのというのは、実はこういうことがありましたのであえてお話しさせてもらいますけれども、いわゆる指導と受けとめていますが、前の監査委員の岡さんが、私のところに来ましてやはりその監査の業務の中でどういうチェック体制をしているのかというようなことで私のところへ来ました。副町長これは機械的に落とすということは当然してないと思うけれども、やはり担当者が一生懸命調査した中で「これもう無理だね」ということで当然出していると思うけれども、やはりこれはどうなのということを、一声副町長から担当課に声をかけたほうがいいと。きちんと書類を見ているのだよと、そういう姿勢をやはり担当のほうにも見せたほうがいいよというような指導といたしますか、お話を受けましたので私もそうやっているつもりでしたが、それ以後自分の意識の中で、逆にいうとあってもなくても原課の職員に連絡しまして、「これどうなの」と。例えばほかの部署のところから来たものと同じ名前のもがある。同じ納税者の名があるとか、そういうようなことのチェックも含めて担当の職員とも状況の説明を受け

ながらその決裁をしているというような状況です。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計にかかわる全般の審議を終了いたします。

これで、一般会計の審査に関する質疑が終わりましたが、歳入歳出決算において特に質疑漏れがありましたら、ここで受けつきたいと思います。どうぞ。質疑漏れの方いらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、質疑もれなしと認めます。

これをもって一般会計の決算審査にかかる質疑を終結いたします。

それでは、ここで暫時休憩にいたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時00分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

特別会計に入る前に資料の差しかえがあるそうでございます。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 大変申し訳ございません。15ページ16ページを訂正申し上げて差しかえをしたのですが、1行ずれたことによりまして最終ページにその1行分が渡っていったということで、本来19ページまで差しかえをすればよかったところ、それを忘れてしまいまして文書がつながらなくなりましたので、最終ページだけ大変申し訳ありませんが追加ということでお願いします。

○委員長（小西秀延君） それでは次に、特別会計に入ります。

国民健康保険事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書では159ページから163ページです。決算書は425ページから470ページです。質疑があります方はどうぞ。

8番、広地紀彰委員。

○8番（広地紀彰君） 端的に伺います。主要成果の161ページ、162ページ、国保会計の経理状況と施策の概要についてなのですけれども1点。まず平成26年度、昨年度から単年度赤字が発生してことし今度で累積赤字額が、単年度収支でも3,199万の赤字ということで、これについて26年度の結果を踏まえたこの見通しについて今後どれぐらいのこういうような経費で済むのかどうかという、それと現時点においてこの部分について対策をとられる考えなのかどうか。

それと162ページの1人当たりの医療費なのですが、これ大変白老町ちょっと1人当たりの療養諸費が高いなという印象を受けているのですけれども、これどう見るかという部分で順位と、例えば道内順位との比較等はできるのかどうか。数字押さえていけば。

○委員長（小西秀延君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） まず162ページの1人当たり医療療養諸費の費用額でございます。ここに記載のとおり26年度については1人当たり一般で42万6,340円と、退職が下段になりますが、41万9,887円という形で、ちょっと表の中に全体という数字が入っていないのですが、全体では42万

5,776円と昨年度と比べまして0.88%上昇しているという形になっておりまして、今委員おっしゃった全道の中での数値ということなのですが、まだ26年度については国保連合会から全道の数字、集計がまだ出ておりません。それで今手元にあります25年度の数字でお答えしたいと思います。まず一般のほうの1人当たりの療養諸費の費用額です。これ昨年が42万3,542円となっておりまして、全道の順位では上から23番目という形になっております。退職者分につきましては費用額は40万7,435円、これは全道の中では102位と低いほうになっておりまして、全体としますと42万2,071円になりまして全道の順位でいいますと昨年度は23位というような状況になっておりました。

それと今の現状なのですが、まだ27年度スタートして間もないのですが、現状での比較をしてみたのですが、全体を通して医療費が現時点の対前年に比べますと医療費としては700万円ぐらい減少になっています。率でいいますと0.65%。ただ総体の数字がこれ5カ月間の総体の数値としては10億円単位なものですから、比較も0.65%と微減という現状になっております。

あとこれからの対策というお話でした。26年度確かに2,800万円ほど赤字が出ました。今後30年度には広域化ということで、今度は北海道が主体になった財政運営という形になっていきます。そういう中で26年度は赤字が発生したということで、担当のほうとしても危機感を持ってこれから当たっていかないとだめだというふうには認識している中で、やはり今回一般質問の中でもお答えしているのですが、年度末に26年度の赤字分が一般会計から繰り出していただいて、国保会計に繰り入れてその分は何とか補てんするという答弁もあったかと思いますが、ただ現場サイドとしてはそれだけに一般会計にこれからは30年広域化になるまでの間ずっと頼っていくというようなこともやっぱり自助努力も必要だと考えております。そういう中で対策としましては、なかなか成果が見えづらいのですが、三連携の絡みでいえば特定健診を伸ばしていくとか、そういうような形。当然収納率対策という形で収納率も伸ばしていかなければならないということも考えなければならないと、そのように29年度までには累積赤字がないような形にして、30年からの広域化に入っていくというような考え方を持っています。以上です。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○8番（広地紀彰君） わかりました。課長の答弁のほうからもあったとおり特定健診の健康づくりという観点からも、特定健診の部分も進めながら重症化予防ということよく言われます。その前段として国保税については広域化30年見据えているので、今後の例えば改訂等を行わないという考え方でよろしいのかどうか。これについてそのような議論が若干ありましたので、あるかないかで結構です。

それと重症化予防という観点からいうと、退職分の医療給付の状況を見ると若干ですけれども、昨年度の高額療養費の件数でいくと319件で、3,114万円ほどかかっていたのですけれども、今年度の決算をみると301件に18件の減、高額療養費についても300万円程度の減があったということですが、若干で単年度ですけれども、経年比較でいくと27年度、24年度だとかはもっと安いので大体ならしたら大体何とか上昇を食い止めているというような形で数字が今出ているのですけれども、この部分にかかわっての特定健診等の位置づけ、原課は大変頑張っていて、健康福祉課や高齢者介護課のほうで取り組みを進められているのですけれども、その重症化予防という観点で原課としてどのような押さえをしているのかどうか。特定健診が一定の効果を発揮しているのかどうか。私も

以前特定健診の受診率が大体40%ぐらいいくと国保会計にもいい影響を及ぼすという当時の課長からの答弁ありました。そのあたり原課としてはどのような押さえをしているのかどうかその部分について。

あと関連して訪問介護のほうなのですが、国保の医療給付の訪問介護のほうで、今年度の決算では175件というふうに出ています。これ年々ふえています。こういったきめ細やかな在宅の部分のこういう手当等も重症化予防につながっているのかどうか、この押さえについての原課としてのお考えを伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） まずは1答目の国保税についての今後の見通しということでお答えいたします。先ほどもちょっと触れましたが、平成30年から北海道が経営主体となって財政運営をしていくという形の中で、ことしの5月に国保法の改正が、法律が成立しましてその中の内容をお話ししたいと思うのですが、その大きな柱としては一つには国保への財政支援の拡大というのがあります。もう一つには先ほどから言っておりますが、都道府県が財政運営の責任主体となるという形になっておりまして、今の個々の状況は道が主体となったらどう変わるかという話になりますが、北海道のほうで北海道の国保の運営方針を策定すると、そういう中で当然北海道のほうも特別会計、今市町村も特別会計で運営していますけれども北海道のほうにも国保の特別会計を設けるという形になりまして、その中で今までは保険税については市町村で独自に決めていました。それが今度は北海道が北海道全体179市町村ございますけれども、その全体の1年間の総医療費をまず試算します。それを1年間にかかる全道の総額を出しましてそれをもとに市町村ごとに納付金という形で、白老町はこれだけかかりますから1年間これだけ納めてください。というふうな形で納付金という形で白老町が道に収めるというようになります。それはどういうふうに決めるのかと。やっぱり市町村それぞれ所得水準もありますし医療水準も違ってきます。そういうものを勘案しながら白老町ではちょっと医療費が高いから、医療費が高ければ当然保険税にも影響して高くなると。ただ、所得水準で見ると白老町若干全道的には低いのですが、所得水準は低いから単純に言えば少し税率を落とさなければだめだとか、そういうもの全体を勘案して白老町に、例えば平成30年度年額これだけ納めてくださいという形で来ます。それを白老町が納めるという形になっていくのですが、そのときに標準保険料率というものが市町村に示されます。それで大体白老町はこういう税率で保険税を算定してくださいというような形になってきます。それが今現在行っている保険税を対比した場合どうなるのか、高いのか、低いのかという議論になってくるとは思いますが、そこら辺はなかなかちょっと今の現状では何とも言えないのですが、先ほど言いましたように医療水準は白老町結構高いと、ただ逆に所得水準は若干低いというようなことを踏まえますと、これ私の推測ですが、北海道が経営主体となったときには、今より保険税は上がるのかという懸念、考えは持っております。それでいくと30年度に税率改正という形になってくるとは思います。あと28年度、29年度と2年間ありますけれど、この間に税率を改正するという形になりますとダブルパンチといいますか、28年、29年どちらかに上げますと、当然今赤字なわけですから今より下がるという形にはならないと思います。当然上げなければならないと。被保険者の方には負担がかかると。そしてまた30年度になったら道で示された税率で納めなければならないと。そうなったときに、

改正した額より下がればいいのですけれども、先ほど言いましたように多分上がるのではないかと
とそう思っていますので、そうなると例えば29年に上げて、30年にまた上がるとダブルパンチと
いような形で非常に被保険者の方には大変なことになると思いますので、今現在、これ私個人的な
考え方ですけれども28年度、29年度については保険税を改正するというのは難しいのかなというふ
うに思っております。

それと訪問看護の件数175件ということで、これにつきましてはやはりだんだん高齢化も進んでい
きますので、自宅でという形の高齢者の方が多くなってくると思いますので、こちら辺は国保サイ
ドでも充分気を配りながら今後の推移を見ていきたいというふうに考えております。

あと特定健診ですね、26年度は受診率27%ぐらいになっております。先ほど委員がおっしゃった
ようによく言われるのは40%以上の受診率を上げるとある程度の効果が見えてくるという話は聞いて
おります。ただ、これについてもそのなかなか今数字あげましたけども、まだまだあと13%、白
老では上げなければ40%に達しないということで、医療費抑制の成果として今数字的に見えるのか
といわれるとなかなかまだ見えてこないのかなと。ただ、これを継続することによって少しでも医
療費の抑制につながると。地道な努力なのですけれどもこういう形でやっていかなければなかなか
医療費下がっていかないのかなというふうには思っていますので、これからも特定健診の受診率の
向上に努めていきたいと考えております。以上です。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

以上をもって、国民健康保険事業特別会計については終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時17分

再 開 午後 1時18分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

国民健康保険事業特別会計終了と申しましたが、1件訂正がございます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 165ページの上の欄の医療費の内訳の一般分の中で、1件当たり日数の
1番下です。2.16と記載しておりますが、21.15の誤りでしたので誠にすみませんが……。確認し
ました、2.16はそのままいいようです。日数を件数で割っていただければ、全体のトータルした
日数を総件数で割っていただいたものが1日当りの件数という形になりますので、2.16で間違いあ
りません。

○委員長（小西秀延君） 資料の訂正ということでございましたが、訂正はないということでござ
いますので、そのままこれにて国民健康保険事業特別会計全般についてを終了させていただきます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計全般について、主要施策等説明で成果説明書では165ページか
ら167ページ、決算書は472ページから483ページです。

質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

以上をもちまして、後期高齢者医療事業特別会計全般については終了いたします。

次に、公共下水道事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書では169ページから173ページです。決算書は485ページから504ページです。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

以上をもちまして、公共下水道事業特別会計全般についてを終了いたします。

次に、学校給食特別会計全般について、主要施策等成果説明書では175ページです。決算書は506ページから509ページです。質疑があります方はどうぞ。

7番、西田祐子委員。

○7番（西田祐子君） 給食費についてお伺いいたします。今年度26年度の給食費の収納率を見ますと非常に高くなっていらっしゃるなど思っております。そこで私、以前から思っていたのですが、この収納率で給食を賄っているわけなのですから、具体的な収納率これを100%にしなければ具体的な影響はどのようになるのかお伺いいたします。

2点目に、ほかの市町村ではこの収納率、これ白老町は特別会計になっているのですけれども、ほかの市町村ではどういう状況になっているのか調査したことがあるのかお伺いいたします。

3点目にこの件について、一般会計から繰入してやったらどうですかというふうな意見を前から言っているのですけれども、給食費のことでこの件について議論されたというか、検討されたことがあるかどうか。その3点をお伺いします。

○委員長（小西秀延君） 久末学校教育課食育防災センター主査。

○学校教育課食育防災センター主査（久末雅通己君） 給食会計のほかの状況なのですから、平成26年度の道内の状況なのですが、共同調理場が全道で133カ所あります。そのうち一般会計が76カ所、特別会計が2カ所、私会計が55カ所となっております、特別会計は白老町と登別市の2市町村だけです。以上です。

○委員長（小西秀延君） 葛西学校教育課食育防災センター長。

○学校教育課食育防災センター長（葛西吉孝君） 一般会計の関係のご質問ですが、今数字のほうは担当のほうからお答えさせていただきました。100%いかなかったときの影響ということでございすけども、これについてはやはり子供たちの栄養価そういったところに当然反映していくということにはなろうかと思えます。ただそういう現実を起こしてはなりませんので、その中で献立の工夫によって、国の基準の栄養価を満たしていくといったような努力は必要かと思えます。ただ、ここ数年充足率は100%上回っておりますし、私ども職員も徴収等々でそこは割らないということで努力をさせていただいているといったような状況になっております。

これを一般会計化を内部で協議したことがあるかというお話ですが、これについては今現在した経緯はございません。以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田祐子委員。

○7番（西田祐子君） 全道で133カ所ある中で一般関係が76カ所、私会計が55カ所、特別会計が白

老町と登別市の2カ所ということなのですから、これ一般会計のメリットと私会計のメリットがあるから多くの市町村でそれを採用しているのではないかなと思うのですけれども、その辺はもうちょっと詳しく説明していただけますか。

それとも1点、児童手当、私前にも言ったと思ったのですが、児童手当から引き落としすることは給食費はできないのかなと。というのはきょうも議論が出ていましたけれど職員数が減っている中で本当に効率的な仕事をするのに、やはり収納率大事なのですけれども、効率のいい収納をするべきだと私は思うのです。給食費を毎月毎月4月からずっとなりますよね。ところがどれだけ収納ができるかというのはその月その月によって、最終的には100%になるかもしれないけれども、でも途中でどういう状態になってしまうのかなと。そうしたらその時に一生懸命収納しなければならぬと。そのようなことを考えたときにまず子ども手当から天引きできないのかということが一つ。そして職員にむだな作業をするよりも効率のよい収納をするべきだなというふうに思っているものですから、一般会計を導入するべきだというのが私の考え方なのですけれども、こういうことも含めて一般会計、私会計メリット、なぜほかのところ特別会計にしてないのかその辺教えていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 葛西学校教育課食育防災センター長。

○学校教育課食育防災センター長（葛西吉孝君） 今一般会計、特別会計のメリット、デメリットの関係のお話がありましかねども、一般会計のメリットは年間のその年に出さなければならぬ子供たちに対する給食費の全体額が決まるということが1つあります。その中で夏休みもあれば冬休みもあります。それで割って毎月コンスタントな献立を立てられるということが一つの大きなメリットで栄養価も標準化した形でメニューを組めるというのが大きなメリットであります。それから一般会計のデメリットとしては、万が一、年間100%を割ったときにその補てんの部分をどうするかというのが一つあるかと思えます。これは職員の努力でやるしかないのであるけれども、先ほど申しましたがここ数年100%を割ったことはないという実態にはありますので、私どものまことに限ってはそこをデメリットというふうには言えないのではないかなというふうに思っております。

それと児童手当の関係ですが、これ私どものほうで徴収しながらそういうご家庭には承諾書をいただいております、26年度でいきますと児童手当のほうから46万3,080円自動的に給食費のほうに回してもらおうような手続きをさせていただきます。今後もそういう対象のご家庭があれば、訪問した際にお話をして承諾書をいただくというような方向で徴収を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田祐子委員。

○7番（西田祐子君） 私はやはり、これだけ給食費の未納がないように職員が一生懸命頑張っているらっしゃると、そのところは評価して一般会計することによって、子供たちの食育というものに関してきちっとした指導とか教育とか、持っていける形の中での給食が食べられるというのが一番理想的ではないかなと思うのです。そして平成20年策定の白老食育の推進の中とかそういうものもあって白老町は食育防災センターまで建てたのですから、その辺は反対に親御さんたちに一般会計をすることによって子供たちが給食をきちんとしたものを食べさせていただけるのだ、そういう安心感を持ってもらうことも大事なのではないかなと思うのですけれどもその辺はいかがなのでしょう。

ようかと思えます。前は白崎副町長からする考えはないと言ったのですが、私は職員がこれだけ頑張っているのだからもっと信頼して、100%できるのだから中途半端な形よりも親御さんに安心していただける形のほうをメリットとして取ったほうがいいのではないかと思うのですがその辺いかがでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 私教育長のときに同様な質問を受けています。基本的に誤解されているというふうには私は思いますが、学校給食法の中では施設は行政が、それで給食費は保護者がというふうに明確にされています。そういう中で一般会計で見るとということに基本的なならないという立場で先般はお話しさせていただきます。食育の関係でという意味も含めてというのは、例えば行政のほうで郷土食にしましょうとか、給食の提供に当たって特に白老であれば牛を出しましょうとか、魚を出しましょうとか。そういうようなことでの事業を展開するのは、これは行政で見ますけれども、一般的に提供を受ける学校給食というのはこれは保護者の責任ですから、これは私法上の契約の行為の中で特別会計を持っているということなので、全ていわゆる役所側のほうの一般会計で見るとというのは、法の趣旨からいうとそういうことにならないというように解釈しています。例えばほかのところであれば、私法上の契約ですからこれはもう特別会計でもない、学校給食会かそういう形での一般会計でもない特別会計でもない。その保護者と給食会というふうにつくってやっているところもありますので、それはもうそこそこの自治体のほうの考え方といいますか、そういう中で手法を変えているとは思いますが、基本的な考え方は学校給食法に基づいての位置づけだというふうに押さえて、これは前にもご質問されていますので、私のほうも教育長のときにはそういうようなお答えをさせてもらっております。

○委員長（小西秀延君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 前教育長が言った後、私もというふうなことで今白崎副町長のほうから前の給食センターからの引き継ぎとしてその給食法に基づいた進め方というか、そういうもので本町においては行っております。

今の委員からご指摘があったような、新しく食育防災センターが建って、そこで食育の今後のあり方について考えていくこと、それから今回の一般質問の中にあつたような子供の貧困等との関係、そういうふうなことからいけば一つの方法としては、一般会計からというふうなことは考えられる方法だと思います。

やはりしっかりと給食提供をする以上は給食提供をされるほうも、そのところの押さえはしっかり持ってほしい。そういう関係の中で今本町においてはこれまでやってきた方法で進めております。今後さまざまな事情の中で検討するところはあるかと思いますが、今現時点においてそのところを一般会計から持ち出して、今回は98.25%というのは最近の収納から見たら非常に高い収納なのです。これは職員の努力のお陰なのですが、やはりこれが今までの収納率からいけば結局は一生懸命やってもこんなに集まっていないのです。そういう部分も含めて、やはり保護者の皆さんにもしっかりと理解をしてもらって、一般会計からの持ち出しが、それが当たり前だというふうなそういう捉え方をまたされるということも困ることになるので、その辺のところの事情も踏まえて、給食そのものは栄養価値を落とさないようにはやっていく方向で進めていき

たいと思いますけれども、今の現状に合わせた、この法に合わせたやり方で進めていきたいと思っています。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

以上をもちまして、学校給食特別会計全般についてを終了いたします。

次に、港湾機能施設整備事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書では177ページから178ページです。決算書は511ページから518ページです。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

以上をもちまして、港湾機能施設整備事業特別会計全般についてを終了いたします。

次に、墓園造成事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書181ページです。決算書は520ページから527ページです。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

以上をもちまして、墓園造成事業特別会計全般についてを終了いたします。

次に、介護保険事業特別会計全般についてです。主要施策等成果説明書183ページから187ページ、決算書は529ページから569ページです。質疑があります方はどうぞ。

4番、大淵紀夫委員。

○4番（大淵紀夫君） 1点だけお尋ねしたいのですけれども、不納欠損がここでも出ていますけれども、記憶が正しければ年金をもらっている人は差し引かれて、それ以外の方というふうに思っているのです。ということは年金額が非常に少ない人というふうに一般論的にはなと思うのです。そういう中でこれ介護保険は減免規定があったと思うのですけれども、減免されている部分がどれくらいあるのかということと、本当に不納欠損で落とさなければだめだということと、減免規定が適用になるかどうかというのはどこで線を引くのかといったらなかなか難しいと思うのだけれど、やっぱり不納欠損よりももし減免規定が適用になるような項目があるのであれば、町長の裁量でできる部分もあるのかどうかちょっと条例確認していないけれども、そこら辺の整合性をどこでとっていらっしゃるのかそこら辺わかりますか。

○委員長（小西秀延君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 不納欠損の部分で時効が2年間というルールがございます。実際、委員がおっしゃっているように特別徴収といって年金の方から自動的に引かれる方は別として、普通徴収といって年金をかけていない方、または年間18万円以下の方は普通徴収という形になりますけれども、結構不納欠損で落とすという状況でおりますが、介護保険料の減免につきましては本町では行っておりません。以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委。

○4番（大淵紀夫君） 条例による減免規定がなければこれはしょうがないわけなのだけれども、国保だとかそういうものは全部減免規定があります。介護保険勉強不足で済みません。ほかの市町

村では減免規定全然ないのでしょうか。介護保険というのはそもそも減免規定がないのかどうか。そうすると当然収入の低い、年金の高い人は全部チェックオフするからこれは絶対取りっぱぐれはないのです。すごく少ない人がそうになってしまうわけで不納欠損が出ることは、そのようにならざるを得ない。無年金の人とかになるわけだから、そこで減免規定があるというのは何か変なような気がするのです。だからそこら辺は他市町村の状況というのほどのようになっているのですか。

○委員長（小西秀延君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 私の勘違いかもしれませんが、保険料の減免規定は記憶がございません。後でちょっと調べます。一般会計から低所得者の方を保険料を納められないということで、一般会計から減免して入れるということにつきましては全国的には何か所かあることは確認しています。ただ介護保険制度の仕組みからいいますと、40歳から介護保険料をいただいているという原則がありまして、一般会計からいただくということになりますと、ではゼロ歳の方から入れるのか、当たっているのかという形になりますと、なかなか、介護保険料の部分は介護保険サービスを使うというのが原則ありますので、そこは難しいかなとかなというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○4番（大淵紀夫君） そこはわかりました。僕が言っているのは当然そうなのです。それで例えば上富良野町などは一般会計から出て介護保険料を下げているというのも実際は違法だと言っているのだけれど、北海道でも上磯、今の北斗市とか2カ所か3カ所そういうところがあるのです。そういうことは承知しているのです。僕が言いたいのは何かというと、いただけない部分というか、社会的に弱者で現実的にいただけないとしたら、私は不納欠損で落とすのではなくて、一般会計で入れるとかというのではなくて、減免できちっとそういうもの制度化するということが必要だと僕は思っているのです。これ勝手に思っているのです。だから僕は減免制度があって、払えないから不納欠損で落とすわけです。始めから払えないとわかっているのに、そういうふうになるというのは論理的にはその人たちはやはり憲法でいう最低限度の生活が保障されていないことになってしまうから、私はやっぱり減免で落とせるものは落とすべきではないかと考えるものだから、僕も調べないで質問してしまったのだけれど、そういう意味での減免制度があるのであれば僕は不納欠損ではなくて、そういうもので落としていくべきが本来のその社会福祉の筋ではないかということ言っているのです。単純に、単に一般会計から出せとかそのようなことではなくて、不納欠損で落とすということは払えない人の分を法的に落としていっているわけだから、その考え方を変えていかないと、国保でも僕はそう思っているのだけれど。その減免を大幅に使っているところ、現実的に国保などでもたくさんあるわけで、そこらあたりは検討されたほうがいいのではないかなという視点でお尋ねをしているということでもあります。

○委員長（小西秀延君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 今、大淵委員のおっしゃっていることはよく理解いたしました。ただ今年度、国の制度が変わりまして低所得者の介護保険料の減免制度という形で、第1段階の方、実際公費負担軽減という形で軽減されていることの状況がございませぬ。かなり年間の介護保険料が落ちておりますので、そういうこともちょっと先ほどの減免制度の分などは、あとで調べますけれども、もしありましたらその辺りは検討させていただきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） 先ほどの部分は後ほどということによろしいですか。

○4番（大淵紀夫君） はい。

○委員長（小西秀延君） ほかにお持ちの方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

以上をもちまして、介護保険事業特別会計全般についてを終了いたします。

次に、特別養護老人ホーム事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書では189ページから190ページまで、決算書では564ページから571ページです。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

以上をもちまして、特別養護老人ホーム事業特別会計全般についてを終了いたします。

次に、介護老人保健施設事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書では193ページから194ページまで、決算書では573ページから588ページでございます。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

以上をもちまして、介護老人保健施設事業特別会計全般についてを終了いたします。

これで特別会計の決算審査に関する質疑が終わりましたが、特別会計の全会計において特に質疑漏れがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、決算書の590ページからの実質収支に関する調書、593ページからの財産に関する調書並びに主要施策等成果説明書1ページ2ページの平成26年度各会計歳入歳出決算額調べについてお聞きしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑がないようですので、先ほどの質疑については答弁できますでしょうか。田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 先ほどの減免規定の関係でございます。申し訳ございませんでした。介護保険条例の中に保険料の減免というものをうたっております。対象者につきましては第1号被保険者、要するに世帯の生計を主として維持する方が震災だとか風水害だとかまたは火災等それによって損害を受けた方、または生計を主として維持する者が死亡したときまたは身体的に障がいを受けていてなかなか経済的に大変だという方、また収入が著しく落ち込んでいるという方につきましては減免規定がございます。ただ単純に低所得者といわれる方に対する減免規定はございません。以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 質疑がないようでございますので、特別会計における決算審査の質疑を終結いたします。

これで一般会計及び特別会計の質疑全て終わりました。

認定第1号 平成26年度白老町各会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論はあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成26年度白老町各会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○委員長（小西秀延君） 反対、3番、斎藤征信委員。4番、大淵紀夫委員。賛成9、反対2。

よって、認定第1号は、認定すべきものと決定いたしました。

◎認定第 2号 平成26年度白老町水道事業会計決算認定 について

○委員長（小西秀延君） 認定第2号 平成26年度白老町水道事業会計決算認定についてを議題に供します。

別冊の決算書をお開きください。白老町水道事業会計決算について質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号 平成26年度白老町水道事業会計決算認定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、認定第2号は認定すべきものと決定しました。

◎認定第 3号 平成26年度白老町立国民健康保険病院 事業会計決算認定について

○委員長（小西秀延君） 認定第3号 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について議題に供します。

別冊の決算書をお開きください。白老町立国民健康保険病院事業会計決算の質疑に入ります。質疑のあります方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

採決いたします。

認定第3号 平成26年度を白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、認定第3号は認定すべきものと決定いたしました。

◎報告第 1号 平成26年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出

◎報告第 2号 平成26年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出

◎報告第 3号 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出

○委員長（小西秀延君） 次に、報告第1号 平成26年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第2号 平成26年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上、3件を一括議題に供します。

本件に対する質疑はあります方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

報告第1号、報告第2号及び報告第3号は報告済みとすべきものと決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号、報告第2号及び報告第3号は報告済みとすべきものと決定いたしました。

◎審査結果報告書作成の議決

○委員長（小西秀延君） 以上をもちまして、本委員会に付託された全ての議案の審議を終了いたしました。

なお委員会の審査報告書の作成についてはこれを正副委員長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

◎閉会の宣言

○委員長（小西秀延君） これをもって、決算審査特別委員会を閉会いたします。

大変スムーズな今回は進行にご協力を皆様からいただきましたことを、委員長からお礼を申し上げたいと思います。例年スケジュールより遅れるのですが、スケジュールどおりに大体、決算審査が行われてまいりました。本当に感謝を申し上げ、つたない進行役ではございましたが、重ね重ね感謝を申し上げて委員長の任を解かせていただきます。

ありがとうございました。

（午後 1時57分）